

平成30年第7回弘前市教育委員会会議録

日時 平成30年4月9日(月)
午後1時
場所 岩木庁舎2階多目的ホール

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 臨時代理の報告
報告第2号 臨時代理の報告について
(弘前市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について)
報告第3号 臨時代理の報告について
(弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例第2条の施行期日を定める規則)
- 6 議案の審議
議案第18号 教育財産の取得申出について
- 7 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

- 1番 九戸 眞樹 委員、2番 前田 幸子 委員、3番 澤田 美彦 委員、
4番 佐々木 健 委員、5番 高木 恵美子 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 忠久、理事兼学校教育推進監 奈良岡 淳、
教育政策課長 菅野 昌子、学校づくり推進課長 三上 善仁、
学務健康課長 中田 和人、学校指導課長 木村 文宣、
教育センター所長 三上 文章、生涯学習課長 戸沢 春次、
博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長 加藤 裕敏、文化財課長 成田 正彦

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 福士 智広、教育政策課総務係長 鳴海 貴幸

午後1時 開会

○委員長（九戸眞樹委員） これより、平成30年第7回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただ今の出席者数は5名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。会議録署名者に3番澤田美彦委員と5番高木恵美子委員を指名いたします。会期は本日1日といたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。本日の案件は、報告が2件、議案が1件となっております。

・報告第2号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは、報告第2号臨時代理の報告（弘前市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について）、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（成田正彦） 報告第2号について説明いたします。委員のうち関係行政機関の職員からの選出の一部の委員の退任に伴い、弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例第11条第3項の規定により、補欠の委員を委嘱することについて、その事務に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき教育長において臨時代理したことから、同条第3項の規定により報告するものです。

（以下、参考資料等により説明）

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しましてご質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは報告第2号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議がないものと認めます。よって、報告第2号は承認されました。

・報告第3号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、報告第3号臨時代理の報告（弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例第2条の施行期日を定める規則）について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（成田正彦） 報告第3号について説明します。2月7日の教育委員会会議において可決いただきました、高照神社馬場跡及び旧第五十九銀行本店本館を新たに文化財施設として設置することに伴う、弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例第2条の施行期日を定める規則の制定について、その事務に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき教育長において

臨時代理したことから、同条第3項の規定により報告するものです。

内容は、旧第五十九銀行本店本館について、施行期日は規則で定める日から施行すると規定しており、平成30年4月2日に前の所有者である、株式会社青森銀行から弘前市へ所有権が正式に移転されたことを受けて、同日から管理運営するため、臨時代理したもので、弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例第2条の施行期日を平成30年4月2日とするものです。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しましてご質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは報告第3号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議がないものと認めます。よって、報告第3号は承認されました。

・議案第18号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に議案の審議に入ります。議案第18号教育財産の取得申出について、事務局から説明をお願いします。

○学校づくり推進課長（三上善仁） 議案第18号について説明します。提案理由は、市立小中学校に保健室に新たに冷房設備を整備しようとするものです。設置にあたって昨年4月から10月までの間に、熱中症が疑われる症状で児童生徒が保健室を利用した件数が、全体で399件あったうち、医療機関の受信に至った件数は9件ありました。夏場の高温により体調が優れない児童生徒及び職員がいた場合に、体調悪化を防ぎ早期の体調回復を図る必要があることから、保健室に冷房設備を設置することとしたものです。

（以下、教育財産取得表により説明）

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しましてご質疑等ございませんか。

○2番（前田幸子委員） 子どもたちの体調を考えた非常に素早い対応で良かったと思います。工事はどのくらいの期間について、設置する学校の順番について、機器はどの学校も同一なのかについて伺います。

○学校づくり推進課長（三上善仁） 期間についてですが、発注依頼を現在進めておりまして5月中には入札を行い、暑くなる前には設置を完了したいと考えておりますが、学校数が多いため、5月から7月まででお願いしたいと思います。機器については、広さによって規模が違ってきます。

順序については、小学校については二つにグループ分けをし、小中3グループで発注し、決定した業者と調整することとなります。

○4番（澤田美彦委員） 減価償却のような考え方で、およそ何年くらいを見込んでいるのでしょうか。保守契約はするのでしょうか。ランニングコストは計算しているのでしょうか。

○学校づくり推進課長（三上善仁） 減価償却という考え方はしていませんが、10年以上は使えるものと思っており、故障するまで使用を想定しています。メンテナンスとしては、フィルター掃除など、学校でできる部分については学校で対応をお願いし、故障した場合は、学校づくり推進課の予算で修繕することとなります。

年数が経過すると部品交換が必要になり、コストがかかるとは思いますが、現段階ではコスト計算は行っていません。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第18号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議がないものと認めます。よって、議案第18号は可決されました。

○委員長（九戸眞樹委員） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成30年第7回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後1時10分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課総務係長 鳴海 貴幸

弘前市教育委員会

委員長 九 戸 眞 樹

署名者 澤 田 美 彦

署名者 高 木 恵 美 子